

地方創生の推進に関する決議

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へと移行する中で、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めているが、地方議会も執行機関と連携しながら施策の展開に積極的に取り組んでいるところである。

よって、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう引き続き1兆円を上回る額を安定的に確保すること。
- 2 「地方創生推進交付金」については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものにするとともに、総額の確保を図ること。
また、地方創生関連補助金等については、要件の緩和など弾力的な取扱いを図ること。
- 3 地方が、自主的・主体的に地方創生に取り組めるよう提案募集方式による地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じて適切にその役割が発揮できるよう議会の権能強化に努めること。

以上決議する。

平成29年5月24日

全国市議会議長会